

令和 6 年度

久留米市文化財保存活用地域計画協議会

◆ 日 時 令和 7 年 3 月 2 6 日 (水) 1 4 : 0 0 ~

◆ 会 場 久留米市役所 3 階 3 0 3 会議室

市民文化部文化財保護課

令和 6 年度
久留米市文化財保存活用地域計画協議会

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）
1 4 時 0 0 分より
久留米市役所 3 0 3 会議室

次 第

- 1 開会のことば
- 2 挨拶
- 3 報 告
 - 1) 令和 6 年度の事業報告
 - 2) 筑後川遺産の情報発信事業について
 - ①「城島酒蔵ものがたり」
 - ②「田主丸・祭りの賑わう里～地域をつなぐ SDGs」
- 4 協 議
 - 1) 筑後川遺産構成遺産の追加について
 - 2) 筑後川遺産の新規登録について「櫓の道」
- 5 その他
 - 1) 計画の中間見直しについて
 - 2) 次年度協議会の実施スケジュールについて
- 6 閉会のことば

3. 報告 1)令和6年度の事業報告

取組：1 歴史遺産の保存と活用の調和を生み出す仕組づくり	主 体		実施期間			実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期				
(1)地域とともに保存・活用を進める仕組づくりに関する取組							
1)所有者、市民、市民団体等の活動把握							
●保存・活用の活動把握・情報収集 〔聞き取りなど情報収集による実態調査〕	○	◎				・まちづくり組織への聞き取り調査や情報収集は不十分 ・一部の校区で意見交換を実施	・計画的な聞き取り調査が必要
●情報交流イベントの開催 〔歴史遺産の担い手による情報交換の機会を創設〕	○	◎				・出前講座やイベントの中で担い手団体と意見交換	・対象を広げていく
●担い手などの情報のリスト化 〔歴史遺産の担い手や活動内容のリスト化〕	―	◎				・未実施	
2)所有者、市民、市民団体等への活動支援							
●相談窓口、情報提供受付システムの構築 〔窓口やホームページで情報提供を受付〕	―	◎				・相談や情報提供は常時、受付けているものの、受付システムの構築は出来ていない	・相談や情報提供を受付ける仕組を検討する
●支援制度の創設 〔地域による歴史遺産に関する調査や維持管理への技術的支援〕	―	◎				・筑後川遺産に係る事業及び、出前講座などの機会に実施。制度としての仕組み作りについては検討中	
●顕彰制度の創設 〔継続した活動への顕彰〕	―	◎				・未実施	
3)市民参加型の取組の推進							
●市民活動連絡会議の開催 〔保存活用連絡協議会（仮）の創設と定期的な開催〕	◎	◎				・創設へ向け検討中	・保護団体との協議を進める
●市民参加型プロジェクト等、市民参加促進のための周知〔歴史遺産の保存・活用への参加を促す機会の創設と呼びかけ〕	○	◎				・企画展や出前講座の中で周知を図った	
●歴史遺産の保存・活用に関する人材配置 〔歴史遺産保護指導員の設置〕	○	◎				・未実施	・生涯学習推進課、地域コミュニティ課と協議を進める
●文化財保存活用支援団体の検討 〔歴史遺産の保存・活用を行う団体の活動把握と実態調査〕	○	◎				・文化庁による研修会を受講 ・歴史・文化をテーマに活動する団体の把握を進めた	・文化財保存活用支援団体を指定するか検討中
(2)保存・活用の仕組を動かす体制づくり							
1)地域、民間団体、庁内関係部局との連携							
●庁内関係部局との連携 〔プロジェクトチームの編成 庁内検討会の開催〕	―	◎				・史跡筑後国府跡の整備や筑後川遺産に係る事業において関係部局との情報共有	・該当事業が生じた際に検討会の発足や情報共有を図る
●歴史的風致維持向上計画などの検討と作成 〔関係部局と連携した歴史遺産保存・活用に関する取組の検討〕	△	◎				・都市建設部と情報共有。 ・国交省による意向調査あり	・市としての意思決定必要
●民間活力の活用 〔民間団体の助成制度、クラウドファンディングの活用 ヘリテージマネージャーの育成と活用〕	◎	◎				・歴史的建造物の調査について、ヘリテージマネージャーへ協力 ・クラウドファンディング活用の検討	
2)専門的な知識を有した職員の採用と配置、専門性の向上							
●専門的な知識を有した職員の採用と配置及び専門性の向上 〔各種事業に必要な人材の継続的な配置、専門性を向上させる研修会の開催、参加〕	―	◎				・文化庁、福岡県、奈文研、九州国立博物館等主催の研修会へ参加	・専門性を向上させる機会を積極的に確保する
●歴史遺産のマネジメント力の向上 〔歴史遺産の保存・活用に関する情報収集やマネジメント力を高める研修会の開催〕	―	◎				・文化財行政講座へ参加 ・課内研修の実施	・継続的に予算を確保していく
3)新たな制度の創出と条例・規則の見直し							
●関連条例や規則の見直し 〔文化財保護条例や関連規則の改正。要項の作成〕	―	◎				・実績なし	・条例・要綱・規則等の見直し
●新たな制度の検討と創出 〔筑後川遺産登録制度の創出、歴史的風致維持向上計画など、新たな制度導入について検討〕	△	◎				・筑後川遺産登録制度の運用と新規登録 ・歴史的風致維持向上計画の検討	・筑後川遺産登録制度の継続した運用、新規登録

取組:2 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する取組	主 体		実施期間	実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期		
(1)歴史遺産を見つけ、価値を明らかにする					
1)歴史遺産の把握と調査・研究の実施					
●地域と連携した歴史遺産の把握とマップなどの記録作成〔校区内の歴史遺産の悉皆調査と文化財マップの作成〕	◎	◎		・校区マップ作成(篠山校区)印刷 ・出前講座の中でマップ作りへの協力(竹野校区)	・継続した文化財マップの作成 ・悉皆調査の実施
●歴史遺産の調査・研究〔埋蔵文化財や有形・無形文化財など、各種歴史遺産の調査・研究〕	○	◎		・埋蔵文化財の調査(記録保存・保存目的・内容確認) ・過年度発掘調査分の資料整理 ・高良山総合調査(国分寺、福聚寺) ・梅林寺歴史資料・須佐能袁神社建造物調査	・積極的な調査成果の公開
●研究施設の確保と充実〔埋蔵文化財センターや文化財収蔵館、調査事務所などの整備〕	―	◎		・施設の改修実施	・施設の老朽化が課題
●大学や近隣の研究・教育機関との連携による調査・研究 〔久留米大学、久留米工業大学、久留米工業高等専門学校との連携、九州歴史資料館など市内外の研究機関と共同研究〕	◎	◎		・発掘調査、建造物調査での有識者への意見聴取 ・九州歴史資料館での遺物保存処理 ・九州歴史資料館との資料調査における協力 ・久留米高専へのリクエスト(実現せず) ・久留米城復元3DCG作成(R4)	・高等教育コンソーシアム久留米との継続的な連携 ・様々な分野での連携を模索
2)歴史遺産の把握と調査・研究の実施					
●調査・研究成果の報告会、講演会の開催 〔研究会やシンポジウムの開催 市内施設を活用した展示会や講演会の開催〕	△	◎		・高良山総合調査シンポジウム開催(R4.12) ・講演会などでの研究・成果報告	・調査成果発表イベントの実施方法の検討
●刊行物の作成〔調査・研究成果を掲載した冊子・パンフレットの刊行〕	△	◎		・文化財調査報告書の刊行(9冊) ・筑後川遺産(第2号)リーフレット作成	・調査・研究成果の速やかな公開
●調査・研究成果のデジタル化、アーカイブの作成と公開〔調査成果のデジタル化による一元化と公開〕	―	◎		・歴史資料のデータベース化 ・歴史遺産総合情報サイト作成の検討	・データベースの公開 ・全国遺跡総覧への対応
(2)歴史遺産を守り共有する					
1)所有者、市民、市民団体等との連携					
●所有者、校区コミュニティ組織との定期的な連絡〔管理状況報告のための連絡会議の開催〕	◎	◎		・高良大社や梅林寺、善導寺、須佐能袁神社など文化財所有者との情報共有を実行 ・校区コミュニティ組織との情報共有	・情報共有の方法を検討
●校区別文化財保護指導員や文化財リーダーの配置、文化財パトロール隊の結成〔地域によるモニタリングと結果報告〕	◎	◎		・未実施	・仕組みの検討が必要
2)歴史遺産の指定・選定・登録					
●歴史遺産の指定・選定・登録の推進〔法的措置による歴史遺産の保存・活用の推進〕	○	◎		・諏訪神社、梅林寺石燈籠が市指定文化財へ ・小川文書が県指定文化財へ ・国登録有形文化財の候補選定	・継続して登録を進める ・指定文化財を増やす取組
●市登録文化財制度等の検討と創設〔筑後川遺産制度など、市独自の制度の検討と創設〕	△	◎		・筑後川遺産制度を設立(R4年度)	・筑後川遺産制度の周知。登録へ向けた作業と登録後の取組の推進
3)歴史遺産の修理・保存整備					
●指定等文化財や収蔵資料の修理・修復〔大名有馬家関連資料の修理・修復、毀損した指定等文化財の修理・修復〕	―	◎		・卷子装「(仮)田中紋次郎宛書簡集」修復 ・雪の聖母聖堂(市指定)、須佐能袁神社(県指定)の修理 ・弓曳童子(市指定)の定期点検	・予算の確保 ・計画的な修理・修復
●史跡や建造物の保存整備〔筑後国府跡や装飾古墳の保存整備 有馬家霊屋5棟の修理〕	○	◎		・筑後国府跡、下馬場古墳、御塚・権現塚古墳、安国寺甕棺墓群などの管理実施 ・筑後国府跡整備基本計画の策定(～R7) ・有馬家霊屋5棟の修理へ向けた協議	・史跡整備へ向けた庁内のコンセンサス・予算確保
●保存活用計画の作成〔下馬場古墳、安国寺甕棺墓群など、国指定文化財の保存活用計画の作成〕	○	◎		・下馬場古墳など装飾古墳の保存管理計画作成へ向けた検討	・計画的かつ実効性のある保存活用計画の作成

取組:2 活用に配慮した歴史遺産の保存に関する取組	主 体		実施期間			実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期				
4)保存環境、防災・防犯体制の構築							
●空調・防虫施設の整った収蔵施設の確保 〔文化財収蔵施設の環境改善〕	—	◎				・文化財収蔵館の空調整備	—
●脆弱遺物や展示不可能資料の複製品の作成と公開 〔3DプリンターやVR等による複製品の作成と一般への公開〕	—	◎				・九州歴史資料館による装飾古墳(日輪寺・浦山古墳)の3D画像作成(R5)	・公開方法の検討
●消防署・消防団と連携した防災訓練の実施 〔定期的な見回りと文化財防火デーにおける防災訓練の実施〕	○	◎				・継続して実施中 ・文化財防火デーは久留米大学本館にて防災訓練実施	・日常的な情報共有の仕組の検討
●自然災害・人災に効果的な防災設備の充実 〔防災ネットや安全柵の設置〕	△	◎				—	—
●消防・警察と連携した文化財防災・防犯マニュアルの作成〔歴史遺産の防災・防犯に係る対応協議とマニュアル作成〕	○	◎				・文化財被災状況確認体制のマニュアル未作成 ・消防点検結果の情報共有	
●史跡など歴史遺産の予防的な整備 〔樹木の伐採や高木の剪定 排水路の清掃など〕	○	◎				・指定地の樹木伐採や除草など実施	・予算の確保と日常的な見廻りの必要性
●獣害への対応 〔イノシシやアライグマなどによる被害把握と対応〕	○	◎				・田主丸大塚公園において獣害(イノシシ)被害対応 ・善導寺にてアライグマの被害発生(捕獲器設置)	・県、市の担当部局と協議調整 ・予防措置の確立
5)伝統技術の継承支援							
●技術講習会の開催 〔技術継承を考えるワークショップの企画と開催〕	◎	◎				・(公財)久留米耕技術保存会への協力	・未指定の伝統技術の把握
●技術の披露・継承機会の創出と体験型企画の開催 〔職場体験や実技を体験する機会の創出〕	◎	◎				・(公財)久留米耕技術保存会への協力	・未指定の伝統技術の把握
●技術保持者(団体)のリスト化 〔伝統技術の保持者や団体を台帳化し継承支援に活用〕	◎	◎				・未実施	
6)歴史遺産の情報集約と公開							
●無形民俗、技術などの記録保存 〔調査票や記録映像による記録保存の実施〕	◎	◎				・虫追い祭り、動乱蜂の調査随行 ・田主丸町の祭り・神事の調査(筑後川遺産)	・無形民俗、技術の記録と調査
●地域や有識者との連携による歴史遺産の調査 〔地域との連携による校区を単位とした歴史遺産の調査を実施〕	◎	◎				・草野町須佐能袁神社の調査にて、地域からの情報提供と共同調査	・把握のための仕組みづくり
●情報集約方法の構築と運用 〔調査体制の構築と調査の実施〕	○		◎				・草野町須佐能袁神社の調査にて実施 ・情報提供へ常時対応
●歴史遺産のリスト、データベースの作成と公開 〔歴史遺産に係る情報のデータベース化と公開〕	○	◎				・文化財収蔵館収蔵資料のデータベース作成 ・全国遺跡総覧への掲載準備	・市内に所在する歴史遺産の調査とリスト化

取組:3 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組	主 体		実施期間			実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期				
(1)歴史遺産を守り、活かす学校教育・社会教育の推進に関する措置							
1)歴史遺産を学び、活かす学校教育の推進							
●小・中学校、高校、大学などで出前授業・講座の開催 〔地域の歴史を学ぶ講座の実施〕	○	◎				・小学校、中学校、高校、大学での出前講座を4回実施 ・久留米大学で「博物館概論」「文化財管理論」の講義を各15コマ実施	・特定の学校に偏らない情報提供のあり方
●小・中学校、高校、大学との連携事業の創出 〔歴史遺産を題材とした調査や展示など学生による企画、学校と市による連携した企画の実施〕	◎	◎				・久留米大学との田主丸町の祭り・神事調査 ・筑水高校との筑後川遺産登録へ向けた協議	・学校のカリキュラムや授業時間の確保との調整
●小・中学生向けイベント、ワークショップの開催 〔古代食の再現など食育メニューの開発、無形文化財や修理現場見学等、職場体験の実施〕	◎	◎				・むかしのくらし展の開催 ・土曜塾など出前講座における体験メニューの提供	
●夏休みの宿題の題材提供 〔自由研究などへの協力〕	◎	◎				・来庁やHPで問い合わせのあった学生の相談に個別に対応	・HP等での積極的な呼びかけ
2)歴史遺産を学び、活かす社会教育の推進							
●市内各地での歴史講座、出前講座の開催 〔既存の出前講座「私のまちの歴史と文化財」の拡充〕	◎	◎				・校区郷土学級や学校などへの出前講座を51回実施	・講師の偏りの解消
●企画展やシンポジウム、ワークショップの開催 〔地域の歴史遺産との関わりや愛着を感じさせる企画の実施〕	◎	◎				・六ツ門図書館展示コーナー、久留米市美術館で企画展2回実施 ・有馬記念館で企画展・常設展に協力 ・久留米絁の作品・新作展に協力 ・久留米市美術館での特別展実施	・求められる内容と、実現可能なイベント等の調整
●歴史遺産に関わる体験イベントの開催 〔祭り行事など、地域の歴史遺産を体験する機会を創設〕	○	◎				・史跡探訪(有馬の城づくり・町づくり)の開催	・学校のカリキュラムや授業時間の確保との調整 ・受け入れ可能な団体や地域との調整
(2)歴史遺産を守り、まちづくりや地域振興へ活かす							
1)まちづくり活動等との連携							
●各種ワークショップの推進 〔歴史遺産を見つけ守り、活かし伝えるためのワークショップの開催〕	◎	◎				・未実施	・求められる内容と、実現可能なテーマの調整
●パンフレット作成などによる地域の情報発信 〔校区や地区の広報誌への情報掲載〕	◎	◎				・久留米大学、竹野校区などへの協力	・協力可能な団体との情報発信の調整と協力
●歴史遺産を活かしたまちづくり拠点の整備 〔坂本繁二郎生家や青木繁旧居など歴史的建造物の活用〕	◎	◎				＜坂本繁二郎生家＞ ・京町ウォーク「てくてく」 ・貸室利用申し込み14件(会議やお茶会、撮影会などに使用) ＜青木繁旧居＞ 文化財保護課の利用は無し	・効果的な情報発信の検討
●歴史遺産を活かした移住促進、ブランド化の推進 〔関係部局と連携した歴史遺産を活用した魅力の発信〕	◎	◎				・他部局や外部団体からの問い合わせに対して情報提供を実施	・関係部局との連携・調整
2)地域振興へ活かす							
●自治会、子ども会、女性の会、老人クラブなど地域活動の推進 〔地域の歴史を学び・守り・活かす活動を推進〕	◎	◎				・出前講座で対応	・各団体への情報提供体制づくり
●地域コミュニティ組織や市民団体等と連携したイベントの開催 〔古墳や歴史的建造物を巡る企画の実施 火おこしなどの古代体験の実施〕	◎	◎				・史跡探訪(有馬の城づくり・町づくり)の開催 ・「久留米まち旅博覧会」のプログラムとして実施 ・出前講座の実施	・求められる内容と、実現可能なテーマの調整

取組:3 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組	主 体		実施期間		実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期			
(3)歴史遺産を守り、観光振興へ活かす						
1)観光部局等との連携						
●歴史遺産をいかしたPRコンテンツの企画・作成 〔観光部局等のPRコンテンツへの協力〕	○	◎			・観光情報誌やサイトへの協力 ・観光・国際課、観光コンベンションへの協力	・企画・作成のための情報発信及び情報収集のため、広い分野でのPRが必要
●歴史遺産を紹介するガイドの研修と派遣 〔職員や希望者への研修とガイドの実施〕	○	◎			・「観光ボランティアガイドの会」等への出前講座	・他団体の掘り起こし
●位置情報を活用した歴史遺産に触れるアプリ開発 〔サインと連動した情報発信方法の検討〕	△	◎			・歴史遺産総合情報サイト構築検討の中で実施	—
2)歴史遺産を文化観光へ活かす						
●歴史遺産への観光誘致 〔古社寺や史跡等への観光誘致 周遊ルートの作成〕	△	◎			・ストーリーシートの活用 ・観光情報誌やサイトへの協力 ・筑後川遺産活用の中で実施	・観光部局との連携
●解説板や案内板設置など、環境整備 〔解説板の新設と更新 観光部局と連携した環境整備〕	△	◎			・既存の説明板の解説板面の貼替え(3ヶ所)	・説明板設置候補のリスト作成 ・観光部局との連携
3)歴史遺産を活かす民間事業者との連携						
●ユニークベニューの推進 〔歴史的建造物や史跡を舞台にした企画の実施〕	○	◎			・大本山善導寺(R4)、うきは市鏡田屋敷(R5)での久留米絃新作展に協力	・関係部局及び関係団体との調整 ・実現可能な物件の選定と、活用内容の検討
●歴史的建造物の活用 〔宿泊施設、飲食店、物品販売店などへの活用を検討〕	◎	◎			・飲食店として営業されている旧國武合名建造物を国登録文化財し(R5)、久留米まち旅博覧会で活用 ・国登録文化財梅林寺ティーハウスの活用	活用可能な歴史的建造物、活用内容についての検討
●歴史遺産を取り入れた観光イベントの企画 〔まち歩きイベント等への歴史遺産の活用〕	○	◎			・「久留米まち旅博覧会」のプログラムとして実施 ・京町ウォーク「てくてく」(京町校区)への協力	・求められる内容と、実現可能なテーマの調整
●歴史遺産をモチーフにした商品開発 〔久留米入城400年に係る商品開発など〕	◎	◎			・「久留米入城400年」関連商品の開発協力(令和6年度は開発実績なし)	・民間事業者などの協力体制づくり ・新たなテーマの模索が必要

取組:3 歴史遺産の保存に向けた活用に関する取組	主 体		実施期間	実 績	備 考
	地域	市	前期／中期／後期		
(4)歴史遺産の価値や魅力の情報発信					
1)多様な発信					
●多彩な情報通信技術を用いた情報発信　〔ホームページやSNSによる情報発信〕	—	◎		・市HP、市LINEアカウント、有馬FBアカウント ・久留米城3DCDなど動画の公開	・効果的かつ継続的な情報発信
●歴史遺産関連総合情報サイトの構築と発信　〔ポータルサイトの構築と発信〕	—	◎		・歴史遺産総合情報サイト構築へ向けた具体的な検討	・情報政策課との協議 ・多分野からの情報収集
●歴史遺産の価値や魅力を伝えるAR、VR、MRの開発　〔久留米城や有馬家霊屋、装飾古墳を対象にした開発を推進〕	—	◎		・筑後国府跡整備計画策定において検討中	・予算の確保
●広報誌、新聞などによる情報発信　〔市広報誌やタウン情報誌、新聞各社への情報提供〕	—	◎		・各種情報誌、新聞各社への情報提供と掲載	・定期的に掲載できる媒体の確保
●情報発信イベントの実施　〔ボランティア体験、修復作業見学会などの開催〕	△	◎		・企画展でのイベント実施 ・筑後川遺産情報発信イベントの実施	・筑後川遺産を対象とした情報発信
2)歴史遺産の拠点づくり					
●既存施設を活用した展示空間の確保 〔久留米市美術館、久留米シティプラザ、コミュニティセンター、商業施設、空き家など〕	—	◎		・大分市美術館での久留米絣の展示への協力 ・令和6年度久留米市美術館での久留米絣展実施	・展示等に関わる体制の整備 ・情報収集
●収蔵展示施設の確保　〔保存環境が整備された収蔵施設の確保を検討　展示施設の拡充を検討〕	—	◎		—	—
(5)歴史遺産を取り巻く環境の保全、整備に関する措置					
1)歴史遺産の群としての保存・活用					
●歴史ルートづくり事業の推進　〔歴史遺産を取り巻く周辺景観の保全・形成〕	○	◎		・大塚古墳歴史公園・下馬場古墳・高良山神籠石等拠点となる歴史遺産の除草・樹木剪定等管理	・拠点となる歴史遺産の保存活用計画の策定
●筑後川遺産の設定と推進　〔歴史ストーリーの創出　「歴史のまち久留米　ストーリーシート」の作成〕	◎	◎		・「軍の記憶」を増刷 ・「田主丸・祭りの賑わう里」のリーフレット発行	・新規筑後川遺産新規登録への取組を進める
●デジタルアーカイブの作成　〔データベースの構築と公開〕	—	◎		・歴史遺産総合情報サイトの構築を検討	・情報政策課との協議と予算の確保
2)案内板、解説板等の充実					
●多言語化、ユニバーサルデザインに対応した案内板、解説板の設置　〔指定等文化財への案内板、解説板の設置〕	—	◎		・説明板面改修に伴う英文の追加 ・リーフレット歴史散歩等の英語版Web公開	・改修や新設等に合せた内容の変更
●情報発信コンテンツ（QRコード、アプリ）への対応　〔解説板へのQRコードの掲載〕	—	◎		・リーフレット等でのQRコードによる市HPとの連携	・観光・国際課との協議
3)周辺景観の保全、形成					
●文化財保存活用区域の検討　〔歴史的風致維持向上計画の検討とも連動した文化財保存活用区域の検討〕	△	◎		・都市建設部との意見交換	・作成主体と作成時期の検討が必要
●景観計画や都市計画マスタープランとの連携　〔関係部局と連携した施策の立案〕	—	◎		・総合政策課、都市計画課との意見交換	・各種計画改訂の際に地域計画を反映させる
●歴史遺産周辺の環境整備　〔歴史遺産周辺の道路、広場整備への助言〕	○	◎		・道路整備課との協議による筑後国府跡周辺の環境整備	・他部局との情報共有・交換

筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用	主 体		実施期間						実 績	備 考
	地域	市	前 期					後期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8～R12		
(0)筑後川遺産登録制度の運用										
●新たな筑後川遺産を把握する仕組みを構築し、推進します	○	◎							・募集チラシを作成中 ・情報提供を呼びかけ	・新規登録候補の募集
●新たな筑後川遺産の登録を行います	○	◎							・登録候補となる団体との協議（樋）	・今後の筑後川遺産登録へ向けた協議
●筑後川遺産の周知普及を図る取組を行います	○	◎							・HPや企画展、パンフレット・チラシ、講座などでの周知	・周知をさらに進める
●歴史のまち久留米 ストーリーシートの作成を行います	◎	◎							・実績なし	・筑後川遺産の登録推進 ・関連イベントの開催
●「筑後川遺産保存活用の推進プログラム」全体の評価、見直しを行います	○	◎							—	—
(1)攻める！戦国高良山										
●山城関連歴史遺産の調査	○	◎							・本宮山古墳（杉ノ城）の測量調査	・文献等他分野の調査
●山城散策コースの整備	○	◎							・管理業務実施	・予算確保と危険箇所の把握
●高良山歴史遺産の環境整備	○	◎							・国天然記念物モウソウキンメイチク林の保存について所有者、有識者、文化庁と協議	—
●高良山の環境保全	◎	◎							・樹木剪定など管理業務実施 ・高良山観光ボランティアガイドの会との保全活動	・予算確保と危険箇所の把握
●高良山の歴史遺産活用の促進	○	◎							・高良山総合調査の継続的な実施 ・高良山文書の国指定と高良大社宝物館開館への協力 ・高良山観光ボランティアガイドの会によるサイン設置	・高良山歴史遺産の継続した調査と活用
(2)石室を彩る原始絵画 -耳納北麓の装飾古墳-										
●耳納北麓の装飾古墳の整備	○	◎							・益生田古墳群を国史跡へ追加指定 ・保存活用計画の検討	・保存方法を検討
●原始絵画をテーマとした文化芸術振興	◎	◎							・企画展（1,459名）と関連イベント（23名参加）の開催	—
●耳納北麓の装飾古墳めぐりの実施	○	◎							・装飾古墳一斉公開の実施（益生田12号墳） ・益生田古墳群の調査と有識者による視察	・継続して地域や周辺市町村と連携して古墳めぐりを実施

筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用	主 体		実施期間						実 績	備 考
	地域	市	前 期					後期		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8～R12		
(3)高良遊山 -絵葉書で観光ませう-										
●高良遊山の観光プロモーション	◎	○							・絵葉書をテーマとした企画展で紹介	・今後の取組へ向けた観光部局との情報共有と企画立案
●高良山の観光形成	◎	◎						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	・高良大社宝物館開館への協力、情報誌発行への協力	・観光部局との情報共有と企画立案など
●新たなスポットの創出	◎	◎							・本宮山古墳(杉ノ城)の測量調査 ・国天然記念物モウソウキンメイチク林の活用について所有者、有識者、文化庁と協議	・他地点での調査と情報収集
●散策コースの整備	○	◎							・管理業務実施 ・高良山観光ボランティアガイドの会との保全活動	・予算確保と危険箇所の把握
●絵葉書の収集	◎	◎						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	・絵葉書をテーマとした企画展で呼びかけ	・継続した呼びかけ
(4)軍の記憶 -久留米の戦争遺跡を訪ねて-										
●軍の記憶の調査と保存	△	◎							・戦争関係資料の収集と調査実施	・積極的な情報提供の呼びかけ
●戦争遺跡の指定・登録等の検討	△	◎							・陸軍基地内の建造物の登録文化財への検討	・保存方針と指定・登録の検討
●戦争遺跡活用事業の促進	◎	◎						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	・地域住民との意見交換 ・出前講座の開催	・関連イベント等の開催による戦争関連遺跡の周知
●軍都に関連して生まれた地場産業の紹介	◎	○							・ストーリーシート9「はじまりは足袋 ゴムのまち久留米の歩み」を活用した情報発信	—
(5)水沼の君の時代										
●水沼の君の時代の学習促進	◎	○							・歴史講座で「水沼の君」を紹介	・周知を図る機会を増やす
●水沼の君に関連する歴史遺産の保存	◎	◎							・大雨・台風など自然災害による被害の復旧	—
●水沼の君の時代活用事業の促進	◎	◎						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	・西部ツーリズム協議会との協議	—
●散策コースの整備	○	◎							・西部ツーリズム協議会との協議	—
(6)梅林寺四百年 -大名有馬家の菩提寺-										
●梅林寺に伝わる歴史遺産の調査・研究	△	◎							・古文書調査(国庫補助事業)の実施(3カ年)	・所蔵資料の計画的調査
●梅林寺の一般公開機会の創出	◎	◎						■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	・地元・京町ウォーク「てくてく」での解説	・継続した資料公開機会の創出
●梅林寺境内歴史遺産の防災・防犯等、保存環境の整備	△	◎							・指定文化財自火報への補助金 ・有馬家霊屋保存修理への補助金確保	・遅延なき事業推進
●梅林寺境内歴史遺産の整備	△	◎							・有馬家霊屋(梅林院霊屋)の応急処置と本格修理への準備	・本格修理への準備(国・県との協議)

筑後川遺産による歴史遺産の保存・活用	主 体		実施期間							実 績	備 考
	地域	市	前 期					後期			
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～R14			
第1号 城島酒蔵ものがたり											
●「城島の酒」を知ってもらうための取組み	◎	◎								・「城島酒蔵びらき」、「城島酒街道をゆく」での情報発信 ・周知啓発用年表の作成	・今後の取組へ向けた企画立案
●城島の酒造り歴史遺産の調査	○	◎								・歴史遺産・資料の収集・調査	・継続した調査の推進
●散策コースの整備（案内板）	◎	○								・解説板へのQRコードの貼付 ・既設置案内板の保守点検	・新規解説板の設置やQRコードの貼付 ・散策コースの検討
●城島の酒造り展示場の整備	◎	◎								・生涯学習センターでの展示	・展示場の検討、予算確保
●エリア観光ボランティアガイドの育成、登録	◎	○								・イベントでの解説 ・養成講座の準備と開催	・ボランティアガイドの確保
●子どもたち（小学生、中学生、高校生）のイベントへの参加	◎	○								・中学生による展示解説	・子どもたちへの浸透 ・後進の育成
第2号 田主丸・祭りの賑わう里～地域をつなぐSDGs～											
●祭り関連歴史遺産の調査	◎	◎								・地域に残された伝承や記録などの調査（竹野校区） ・高齢者の思い出などを調査 ・諏訪神社、素戔鳴神社での神具・古文書等調査	・継続した調査体制の確保
●情報発信の充実・強化	◎	○								・虫追い祭りの周知イベント開催、リーフレット作成 ・YouTube「語る、田主丸。」、Web「祈る、田主丸。」の公開	・新たなメディアへの対応 ・久留米市と連携した情報発信 ・情報発信イベントの開催
●祭りの価値を再認識できる場の提供	◎	◎							■ ■ ■ ■	・虫追い祭りの周知イベント開催 ・民泊と連携した祭り・神事の体験・紹介を企画立案	・継続した取組が必要
●祭り存続への支援基盤の整備	○	◎		■ ■ ■					■ ■ ■ ■ ■ ■	・福岡県「伝統行事お助け隊」事業の周知と各団体との調整	・福岡県「地域伝統行事お助け隊」の活用（柳瀬おくんち、北野天満神社神幸行事、鬼夜）
●祭りで地域を活性化する観光プログラムの開発	◎	○								・民泊と連携した祭り・神事の体験・紹介を企画立案	・久留米耳納グリーンツーリズム協議会と連携した虫追い祭見学体験ツアー（堂籠り体験の同時開催も検討）を計画中

筑後川遺産構成遺産追加申請書

令和 7 年 1 月 2 0 日

久留米市長

申請者 住所 久留米市城島町檜津 7 4 3-2
氏名 久留米市西部ツーリズム協議会
会長 上野 賢二

久留米市筑後川遺産登録制度実施要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、筑後川遺産の構成遺産を追加したいので、次のとおり届出します。

記

1. 筑後川遺産の名称

筑後川遺産の名称	城島酒蔵ものがたり
----------	-----------

2. 申請者

申請者の名称	久留米市西部ツーリズム協議 会長 上野 賢二
--------	------------------------

3. 登録番号及び登録年月日

登録番号	第 1 号
登録年月日	令和 5 年 3 月 3 1 日

4. 追加する構成遺産

蒲池源蔵頌徳碑・頌徳碑賛成員碑

番 号	名 称	追加する構成遺産の概略	所有者の名称など	備 考
2 2	蒲池源蔵頌徳碑・頌徳碑賛 成員碑	城島酒造り、酒質向上の転換点となる軟水醸造法 を開発し、広げた蒲池源蔵氏の功績を称える碑。 明治四十一年三月建立。賛成員には、三潯郡のみ ならず、筑前・肥前・肥後の酒造家・杜氏が名を 連ねる。	池亀酒造株式会社	久留米市三潯町 草場 531

※構成遺産は所有者の同意を得て申請すること

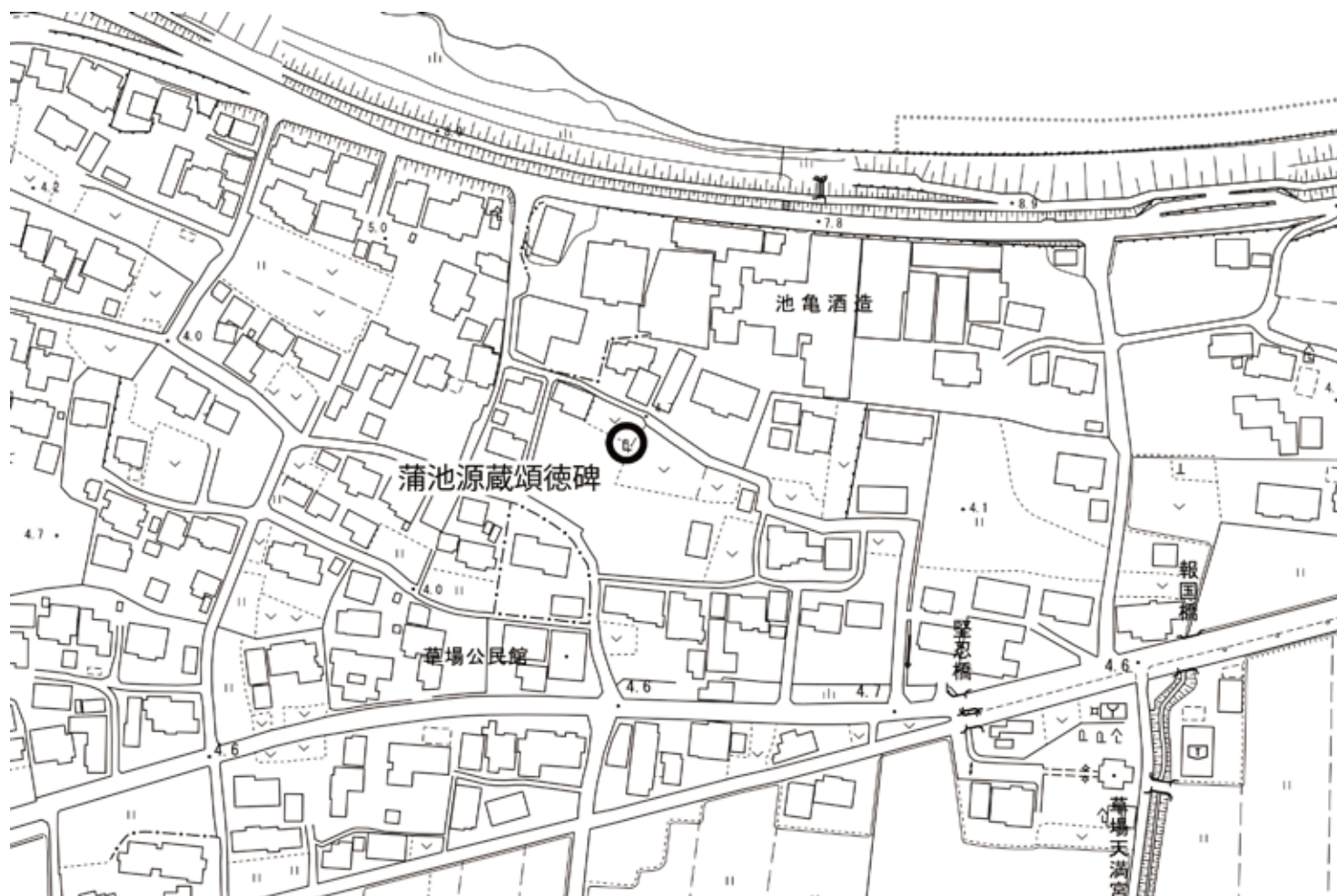
筑後川遺産「城島酒蔵ものがたり」構成遺産分布図

- | | | |
|---------|----------------|--------------|
| 1. 筑紫の誉 | 12. 松尾神社 | 17. 大川軌道敷跡 |
| 2. 花の露 | 13. 城島天満宮 | 18. うなぎ料理 |
| 3. 比翼鶴 | 14. 筑後酒造り唄保存会 | 19. 一木軍盛版画集 |
| 4. 旭菊 | 15. 一木軍盛ステージ版画 | 20. 旧制三潯中学校 |
| 5. 池亀 | 16. 三潯銀行記念館 | 21. 三潯醸造試験所跡 |

※14.18.19は地図に反映されていません。



三潯銀行記念館



蒲池源蔵頌徳碑位置図 (1/2500)

蒲池源蔵頌徳碑



頌徳碑

賛成員碑

阪谷芳郎（篆書）
 岡山県出身 妻は渋沢栄一の娘琴子 大蔵官僚、政治家 子爵、法学博士。第1次西園寺内閣大蔵大臣（1906～1908）大臣任期中に、醸造協会設立、第一回清酒品評会開催 日本醸造境界名誉顧問

矢土勝之（撰）
 三重県出身 錦山と号す。太政官に出仕し、後伊藤博文の懐刀として仕える。漢詩人として著名で、揮毫を多く残す。

高木繁（謹書）
 書家。名は繁、号を栖鶴と称す。香川の出身で東京に居し、明治後半から昭和初期にかけて活躍した。明治41年「全国書画一覧表」書之部最高名家欄に名がみえる。

矢土勝之撰

高木繁謹書

正四位勲一等法学博士男爵阪谷芳郎篆

頌徳碑
 劉伶頌酒徳酒惠可頌則造酒者心徳亦可頌況精良於造酒之法以徐害興利如蒲池君源蔵其々者乎君爲人訥於言而敏於元精力過絶衆々初欲爲武弁大修其技而爲姦故所阻不果乃轉業造酒用意釀濃備嘗辛酸忍耐難苦遂能辰素志其所造之酒清醇而芳美絶乘刺頭軟脚之害是以販賣盛昌歲增收利富■鉅萬君不取壟断奇利叩底蘊以授々釀法温精通其術者三十餘々乃供諸造酒家使用各家爭傭■精良釀法筑釀声價項動遠邇来唯冠九州幾欲厭倒漚釀者職由君俶載之功德頌者潤其惠者胥謀勒石介々来諸余撰文乃詮次其梗概作銘其詞曰
 仙酥不薄 真長百藥 以斟以酌 保壽如鶴 乃供醕釀
 君享元爵 謀生靡錯 筑水滋淘 千歲不涸
 明治四十一年三月
 正四位勲一等法学博士男爵阪谷芳郎篆 矢土勝之撰 高木繁謹書

蒲池源蔵頌徳碑賛成員碑



賛成員碑西面



賛成員碑東面



賛成員碑南面

全	三瀨	八女	三瀨	杜氏
古賀房吉	本田藤蔵	馬場清太郎	中島信太郎	
肥前	全	全	田中善四郎	筑後 古賀常蔵
執行政六	田中正三郎	佐藤清内	三瀨	合戸新太郎
	堀本与作	池末初太郎	全	古賀光二
	全	肥前		牛島清太郎
	古川猪之助	三瀨		原武栄造

酒造家	酒造道具商	杜氏
筑前 篠崎政二郎	三瀨 中嶋彌美	三瀨 猪口千代吉
肥後 西岡壽一郎	杜氏	全 御船幸太郎
全 我田清吉	全 古賀大三郎	全 鬼木勘太郎
焼酎醸造家	全 秋吉彌三郎	浮羽 熊谷市助
三瀨 下津浦政太郎	全 石橋初太郎	三瀨 宮原竹次郎

賛成員	酒造組合 ■ 部長	発起者酒造家
郡長	宇都宮 正	中川保蔵
松崎次郎	酒造家酒主長	全 久保山遠太
税務署長	富安 重行	全 溝江種吉
井上福次郎	全	全 塚本喜之進
酒造組長	中村 綱次	全 川原虎三郎
小林作五郎	全	全 首藤三四郎
酒造副組長	中村 常太郎	全 塚本弥三郎
富安猪三郎	全	
	川原 保	

《参考資料》蒲池源蔵頌徳碑作成分担



阪谷芳郎篆書

阪谷芳郎

岡山県出身 妻は渋沢栄一の娘琴子 大蔵官僚、政治家 子爵、法学博士。第1次西園寺内閣大蔵大臣（1906～1908）大臣任期中に、醸造協会設立、第一回清酒品評会開催 日本醸造境界名誉顧問

矢土勝之撰（文書草案）

矢土勝之

三重県出身 錦山と号す。太政官に出仕し、後伊藤博文の懐刀として仕える。漢詩人として著名で、揮毫を多く残す。伊勢銘菓、赤福本店の扁額文字は、矢土による。

高木繁謹書（全体文字作成）

高木繁

書家。名は繁、号を栖鶴と称す。香川の出身で東京に居し、明治後半から昭和初期にかけて活躍した。明治41年「全国書画一覧表」書之部最高名家欄に名がみえる。

《参考資料》蒲池源蔵頌徳碑賛成員碑名簿

1	松崎次郎	三潯郡長（明治39年1月～明治41年11月）	碑南面
2	井上福次郎	税務署長	碑南面
3	小林作五郎	酒造組合長 小林酒造六代目「萬代」宇美町の酒蔵	碑南面
4	富安猪三郎	富安分家山川町「富の寿」	碑南面
5	宇都宮正	酒造家・実業家 城島町「一鶴」	碑南面
6	中川保蔵	酒造家 久留米「富国一」「御代の華」「日本壽」	碑南面
7	久保山遠太	酒造家 善導寺町「朝風」	碑南面
8	富安重行	酒造家 城島町「花の露」大川鉄道 三潯中学校誘致のため土地を提供 地域の発展に寄与する。	碑南面
9	溝江種吉	酒造家 大川町「春の暁」明治14年創業	碑南面
10	塚本喜之進	酒造家 三潯村「若亀」	碑南面
11	中村綱次	酒造家 三又村「清力」三潯銀行設立（鐘ヶ江銀行）多方面の事業に関与	碑南面
12	川原虎三郎	酒造家 三潯村「萬年亀」	碑南面
13	首藤三四郎	酒造家 城島町粕取焼酎「池の亀」、清酒「池の亀」	碑南面
14	中村常太郎	酒造家 城島町「帝国一」	碑南面
15	塚本弥三郎	酒造家 粕取焼酎「常陸山」	碑南面
16	川原保	酒造家 三潯村 川原酒造場、後の「萬年亀」	碑南面
17	篠崎政二郎	筑前の酒造家 小倉「富久政」	碑東面
18	西岡壽一郎	肥後の酒造家「九曜正宗」	碑東面
19	我田清吉	肥後の酒造家	碑東面
20	下津浦政太郎	三潯の焼酎醸造家	碑東面
21	中嶋彌美	三潯の酒造道具商	碑東面
22	古賀大三郎	三潯の杜氏 三潯杜氏組合初代組合長	碑東面
23	秋吉彌三郎	三潯の杜氏	碑東面
24	石橋初太郎	三潯の杜氏	碑東面
25	猪口千代吉	三潯の杜氏	碑東面
26	御船幸太郎	三潯の杜氏	碑東面
27	鬼木勘太郎	三潯の杜氏	碑東面
28	熊谷市助	浮羽の杜氏	碑東面
29	宮原竹次郎	三潯の杜氏	碑東面
30	本田藤蔵	三潯の杜氏	碑西面
31	馬場清太郎	八女の杜氏	碑西面
32	田中正三郎	三潯の杜氏	碑西面
33	塚本与作	三潯の杜氏	碑西面
34	古賀房吉	三潯の杜氏	碑西面
35	中島信太郎	三潯の杜氏	碑西面
36	田中善四郎	三潯の杜氏	碑西面

《参考資料》蒲池源蔵頌徳碑賛成員碑名簿

37	佐藤清内	三瀨の杜氏	碑西面
38	池末初太郎	三瀨の杜氏	碑西面
39	古川猪之助	三瀨の杜氏	碑西面
40	執行政六	肥前の杜氏	碑西面
41	古賀常蔵	筑後の杜氏	碑西面
42	合戸新太郎	三瀨の杜氏	碑西面
43	古賀光二	三瀨の杜氏	碑西面
44	牛島清太郎	肥前の杜氏	碑西面
45	原武栄蔵	三瀨の杜氏	碑西面

筑後川遺産登録申請書

令和 7 年 3 月 2 6 日

久留米市長 原口 新五 様

申請者 住所 福岡県久留米市田主丸町田主丸 1224-80
氏 名 筑後川櫓のあかりを灯す会
代表 矢野 真由美

久留米市筑後川遺産登録制度実施要綱第 5 条第 3 項の規定により、筑後川遺産の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

筑後川遺産の名称	櫓 の 道
----------	-------

添付書類

・櫓の構成遺産マップ ・推進プラン ・『櫓の道』（松山櫓復活委員会）2015 年 ・「木蠟製造の道具・機会と工程の変遷 ―櫓実の分離と粉碎―」『渾沌』2014 年 ・郷土研究『筑後』第 4 巻第 4 号 1936 年 ・『県史だより』第 105 号 1999 年 ・『月刊ガバナンス』137 2019 年 ・『櫓並木は残った』（香月徳男）日本農書全集第 32 巻月報 1981 年 6 月 ・鍵水九左衛門の石灯籠 吉井町誌第二巻 P432～P433、大山祇神社縁起 pdf 資料 ・『燈籠人形夜話』（杉山 正）1982 年 ・『亀王の大庄屋竹下武兵衛と松山櫓』2008 年度田主丸郷土会地域史講座 ・『田中近江大掾』1993 年 ・『近世における日本木蠟業の発達』（後藤正明） ・福岡県文化財柳坂ハゼ並木アンケート 福岡県立久留米農芸高校造園科 昭和 56 年
--

筑後川遺産の名称	櫨 の 道
筑後川遺産の ストーリー	毎年、晩秋になると赤く美しい櫨紅葉を見に、多くの人が久留米市柳坂曾根の櫨並木を訪れます。耳納連山から北へ 1 km にわたって約 200 本が連なる櫨並木は壮観です。他の地域では櫨はかぶれると嫌われているのに、なぜ久留米には櫨並木が残ったのか歴史を振り返ってみましょう。 ○櫨栽培の夜明け、植木のまちへ 櫨は実に含まれる蠟分が多く蠟燭の原料になるため、天正年間（1573～1591 年）に輸入され、薩摩を中心とした栽培と製蠟が始まりました。享保の改革（1716 年～）で殖産興業政策として櫨の木があげられたことで、久留米藩でも享保 15 年（1730）竹野郡亀王村の庄屋・竹下武兵衛周直が最初に櫨を植えたと言われています。その 2 年後に享保の飢饉がおこると、周直は櫨苗に注目しました。櫨は樹木だから天災にも強く人手がかからない上、製蠟すると高値で売れるからです。 延享 4 年（1747）に福岡藩で初の櫨栽培の技術書「窮民夜光の珠」が世に出ると、周直は 3 年後に改良版というべき「農人錦の囊」を書きあげました。藩は生葉郡大野原に薩摩苗を植栽するなど櫨栽培に力を入れていきました。 宝暦年間（1751～64）になると、周直は山中で優れた品種「松山櫨」を発見し、さらに小郡の内山伊吉は「松山櫨」をもとに、豊凶差の少ない「伊吉櫨」を作り、天保 3 年（1832）より大庄屋・秋山勘九郎は伊吉櫨を主力として生産していきました。 櫨苗生産で培った植木苗木の育成技術は他の樹木生産にもおよび、近隣の市には多くの植木苗木が並びました。やがて久留米は植木苗木のまちとして全国に知られるようになりました。 ○久留米の主要産業へ 櫨の実仲買を通じて集められ、「板場」で砕いた実を蒸した後、大がかりな立木式搾り機で圧搾して櫨蠟を抽出し、日田からの公米の廻送の上積荷として、筑後川を下り、さらに上方へと運ばれて莫大な利をあげました。 幕末になると久留米藩の財政は悪化していきますが、櫨蠟によって久留米藩の藩札の信用は高かったと言われています。明治 3 年（1870）の久留米藩の資料によると、櫨蠟生産量は 960 万斤、36 万両の売上をあげています。（同時期の久留米の藍は

	約25万両)。うきは市吉井では櫨によって生まれた資金を「吉井金」、小郡では「小郡銀」と呼び、苦しい藩財政を支えました。現在でも製蠟や商品流通で繁栄した旧松田家の「居蔵の館」（うきは市）や鹿毛家住宅（草野町）などの歴史的建造物には、往時を偲ぶことができます。 ○櫨の衰退 明治時代になると電灯の普及や断髪令によって櫨蠟の消費が低迷する中、筑後晒蠟の海外輸出により、明治37年（1904）には酒類・綿糸・織物に次ぐ高い生産量を維持していました。しかし、戦後の高度成長期になると石油化学産業の隆盛の中で、櫨蠟の生産量は著しく激減し、あいつぐ製蠟業の廃業で筑後地域の多くの櫨は伐採されてしまいました。 ○櫨紅葉 ～もう一つの価値～ 櫨産業は衰退しましたが、現在でも久留米市、うきは市にはそれぞれ櫨並木が残っており、実も収穫されています。これらの櫨並木が残った理由は「紅葉」にありました。 もともと櫨は南方由来の樹木なので北日本では育ちにくく、九州南部では暖かすぎて紅葉の前に落葉してしまいます。紅葉が見られない櫨の産地では単なる農産物にすぎず、櫨産業の衰退とともに櫨マケさせる厄介者として消えていきました。しかし、櫨の大産地である筑後地域では櫨紅葉の景観に、単なる農産物ではない新たな価値を見いだした人々がいました。 「柳坂曾根の櫨並木」は昭和39年（1964）に県指定天然記念物になり、画家・青木繁が「櫨」に望郷の思いを託した歌の歌碑が「けしけし山」や「柳坂曾根の櫨並木」に建立されています。香月徳男氏らの尽力で昭和56年（1981）に久留米農芸高校（現・久留米筑水高校）が櫨並木の実態調査が行われました。現在でも同高校の造園科の生徒達や地元の柳坂櫨保存会によって毎年剪定が行われ、秋の「ハゼまつり」には、今でも多くの人々が訪れています。また平成19年（2009）より松山櫨復活委員会では松山櫨の植樹や和ろうそく等の販売・和ろうそく作りワークショップなど、櫨独自の魅力を伝えています。 櫨は日本の近代史に颯爽と登場しては藩の財政を支え、その多くは消えていきました。しかし農産物だけではない櫨紅葉の見事な景観は、今なお久留米の守るべき大切な財産なのです。
--	---

第1号様式（第5条関係）

筑後川遺産の名称	櫨 の 道
----------	-------

筑後川遺産の構成遺産

番号	名称	所在地	所有者	備考
1	農人錦の囊	久留米市諏訪野町 1830-6 久留米文化財収蔵館	久留米市	竹下武兵衛周直が著した櫨栽培技術書
2	鑓水九左衛門 の石灯籠	うきは市浮羽町山北 774-13 大山祇神社内	大山祇 神社	寛延2年（1749）、家老有馬主膳が所領の大野原に鑓水九左衛門に唐櫨苗を1万本植栽を命じた。翌年寛延3年に石灯籠を奉納
3	内山伊吉碑	小郡市小郡 249 東町公園内	小郡市	「松山櫨」を元に改良品種「伊吉櫨」を作った内山伊吉の碑
4	田中久重 生誕地	久留米市通町 114-3	久留米市	田中久重は蠟搾り機を作ったという言い伝えがある
5	植木苗木発祥 の碑	久留米市田主丸町殖木 134 諏訪神社境内	諏訪神社	天保3年（1832）、竹下家の七郡追放で亀王村大庄屋に秋山勘九郎正明に。小郡から伊吉櫨を取り寄せ奨励した。現在残る筑後地方の櫨品種となった。櫨で培った苗木技術は鉾楮みかんなど多くの苗木作りの里へ
6	鹿毛家住宅	久留米市草野町草野 405-1	個人	日田往還道にある在郷町である草野町で櫨蠟・醸造業を営んだ商家
7	居蔵の館	うきは市吉井町 1103-1	うきは市	製蠟業で財をなした旧松田家の店舗兼住居
8	平田家住宅	小郡市小郡 1115	小郡市	幕末から明治初期に第4代平田伍三郎が、木蠟業により財産基盤を作り、銀行を設立した豪商の邸宅

第 1 号様式（第 5 条関係）

9	上野抜天園	久留米市草野町吉木 1263-2	個人	櫨の仲買人。旧屋号は「満 州屋」実を集めて蠟屋へ。 収穫時の農具を保存
10	ドイツ兵撮影 「櫨の実ちぎ り」写真	久留米市国分町 180-5	久留米市	ドイツ兵が櫨の実を収穫す る様子を写真に収めていた
11	木蠟製造道具	久留米市高良内町 607-1 高良内文化財収蔵庫	久留米市	みやま市（旧山門郡瀬高 町）に所在した亀崎製蠟所 で使用された製蠟道具
12	柳坂曾根の 櫨並木	久留米市山本町豊田 5188 他	久留米市	昭和 39 年に県の天然記念 物に指定された櫨並木。南 北 1.2km に約 200 本の櫨が 現存
13	延寿寺曾根の 櫨並木	うきは市吉井町福益	うきは市	うきは市に残る櫨並木
14	青木繁・ 田中彦影歌碑	久留米市山本町豊田 柳坂曾根の櫨並木 5188	久留米市	「わがくには～櫨多き国」 と詠んだ久留米出身の洋画 家青木繁の歌碑と、石橋正 二郎の伯父で久留米医大の 初代教授田中政彦（彦影） 氏「三里なほ五里なほ櫨の 並木かな」の句碑
15	けしけし山の 青木繁歌碑	久留米市山本町豊田 2283-213	久留米市	「わがくには～櫨多き国」 と詠んだ久留米出身の洋画 家青木繁の歌碑
16	日本一櫨ろう そく	久留米市山本町豊田 1499-21	久留米市	平成 9 年、柳坂曾根の櫨か ら抽出した蠟で、高さ 102cm の日本一の和蠟燭を 作成

筑後川遺産保存活用の推進プラン 櫨の道

【①ストーリー】 紅葉美しい櫨の木はウルシ科の落葉高木です。その実から採れる櫨蝋は和ろうそくや髷付け等の原料になるため、久留米藩では数多くの櫨が植えられました。 寛延3年（1750）に櫨の栽培技術書「農人錦の囊」が記され、宝暦年間に耳納山麓で「松山櫨」が発見されてからは、櫨の苗木生産が盛んになりました。櫨によって培われた高い苗木栽培の技術は、後世に久留米を全国でも有数の苗木産地へと成長させました。 櫨蝋は上方へと運ばれ莫大な利益になりました。明治3年（1870）の資料によると、久留米藩の櫨蝋生産量は960万斤、36万両でした（同時期の久留米の藍は約25万両）。櫨によって生まれた資金は「吉井金」「小郡銀」と呼ばれ、苦しい藩財政を支えました。現在でも製蝋や商品流通で繁栄した旧松田家の「居蔵の館」（うきは市）や鹿毛家住宅（草野町）などの歴史的建造物に往時を偲ぶことができます。 時代の流れとともに櫨蝋の生産は激減し、櫨栽培も少なくなりましたが、現在でも久留米市山本町の「柳坂曾根の櫨並木」には約200本の櫨が残っており、地元の久留米筑水高校や櫨並木保存会によって剪定や保存活動が行われているほか、毎年秋の紅葉の頃、「ハゼ祭り」には多くの観光客が来訪しています。また、松山櫨復活委員会では松山櫨の植樹や和ろうそくの販売・ワークショップなど櫨独自の魅力を伝えています。櫨は日本の近代史に颯爽と登場しては藩の財政を支え、その多くは消えていきました。しかし、農産物だけではない櫨紅葉の見事な景観は、今なお久留米の守るべき大切な財産なのです。		
 【②構成する歴史遺産】 農人錦の囊 内山伊吉碑 櫨水丸左衛門の石灯籠 田中久重生誕地 植木苗木発祥の碑 鹿毛家住宅 居蔵の館 平田家住宅 上野抜天園 ドイツ兵撮影写真 木蝋製造道具 柳坂曾根の櫨並木 延寿寺曾根の櫨並木 青木繁・田中彦彰碑 けしけし山の青木繁歌碑 日本一櫨ろうそく		
【③課題】 櫨や櫨並木が減り、筑後地域を彩った風景が失われています。櫨に関する情報発信が進んでおらず、正確な知識や有効性について共有ができていないため、櫨の価値を認識できなくなっています。		
【④未来のストーリー】 櫨を学び、鑑賞できる機会を作り、筑後地域固有の歴史遺産であることを周知します。また各種団体や地域と連携し、新たな活用方法を提案することで、櫨の保存に対する意識を高めていきます。		
取組の方向 ○櫨の調査や学習促進・情報発信 ・歴史遺産の発見や調査研究。子供向けパンフ制作など情報発信 ○櫨に関する歴史遺産の保存 ・地元高校生（筑水高校）櫨の接ぎ木・剪定等の技術継承 ○櫨を活用した事業の促進 ・「ハゼ祭り」など櫨を活かした関連イベントの開催。商品開発		
【⑤体制】		
地域	市民	山本町、草野町、田主丸町、うきは市
	市民団体	柳坂曾根の櫨並木保存会、松山櫨復活委員会、筑後川櫨のあかりを灯す会
	事業者	エンザイ緑販有限会社
	関係機関	久留米筑水高校
久留米市		文化財保護課（市民文化部）、久留米市世界のつばき館（商工観光労働部） 石橋記念くるめっこ館（子ども未来部）

筑後川遺産登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、久留米市文化財保存活用地域計画（令和3年7月16日文化庁長官認定）に基づき、久留米市の歴史遺産の保存と活用を図るため、歴史文化のまちづくりを推進し、市内に存する歴史遺産を固有の歴史的背景（以下「ストーリー」という。）で関連付け、筑後川遺産として登録するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「筑後川遺産」とは、永い歴史と筑後川の恩恵に育まれた文化を背景とする、様々なストーリーでつながれた歴史遺産の関連のことをいう。

（登録の対象）

第3条 この要綱の対象は、市内に存するストーリーによって関連付けられた2以上の歴史遺産（以下「関連文化財群」という。）とし、関連文化財群を構成する歴史遺産を構成遺産という。

2 次の各号に掲げるものは、この要綱の適用対象外とする。

- (1) 営利目的、個人の益に帰することを主な目的としたもの
- (2) 宗教的な布教活動を主な目的としたもの

（登録の要件）

第4条 市長は、次の各号に掲げる基準を満たす関連文化財群を筑後川遺産として登録する。

- (1) 久留米市の歴史文化の特徴を現すストーリーを有すると認められるもの
- (2) 当該遺産の存在及び価値が、当該遺産の存する地域の人々のみならず、久留米市民全体に共有できると認められるもの
- (3) 当該遺産の保存及び活用を担う人々と、その目的を達成するため協働した活動が期待できると認められるもの

(4) その他、登録に値すると認められるもの

(登録)

第5条 市長は、前条の基準を満たす関連文化財群について、筑後川遺産に登録することができる。

2 市長は、前項の規定により筑後川遺産に登録をするときは、あらかじめ久留米市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）に諮問しなければならない。

3 市民等（以下「申請者」という。）が登録しようとするときは、筑後川遺産登録申請書（第1号様式）により、市長に登録の申請を行わなければならない。

4 市長は、前項による登録の申請があったときは、当該遺産の登録に関し、協議会に諮問しなければならない。

5 市長は、筑後川遺産に登録したときは、筑後川遺産登録原簿に記載しなければならない。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定により筑後川遺産に登録したときは、筑後川遺産の名称及びストーリー、構成遺産、課題及び今後の方針となる未来のストーリー、推進体制を記載した筑後川遺産保存活用の推進プランを公表しなければならない。

(通知)

第7条 市長は、第5条の規定により筑後川遺産に登録したときは、申請者にこれを通知する（第2号様式）。

(登録証の交付)

第8条 市長は、第5条の規定により筑後川遺産に登録したときは、申請者に対して、筑後川遺産登録証（第3号様式）を交付する。

(筑後川遺産の管理・報告)

第9条 申請者は、当該筑後川遺産の価値を尊重し、適切に管理し、保存及び活用に努めるものとする。

2 申請者は、当該筑後川遺産の状況を管理表（第4号様式）に記録

し、当該記録を保管するものとする。

- 3 申請者は、前項の規定による記録を市長の求めに応じて、報告しなければならない。

（登録の取消）

第10条 市長は、筑後川遺産がその価値を失ったとき、その他登録を解除する合理的な事由があるときは、協議会に諮問し、登録を解除することができる。

- 2 市長は、筑後川遺産の登録を解除したときは、当該筑後川遺産の所有者等又は申請者に対し、筑後川遺産登録解除通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 3 市長は、筑後川遺産の登録を解除したときは、速やかに当該筑後川遺産登録証（第3号様式）を回収するものとする。

（名称の変更）

第11条 筑後川遺産の名称の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の申請者は、事前に筑後川遺産名称変更届（第6号様式）を市長に届け出なければならない。

（申請者の変更）

第12条 筑後川遺産の申請者の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の申請者は、事前に筑後川遺産申請者変更届（第7号様式）を市長に届け出なければならない。

（構成遺産の変更）

第13条 構成遺産の名称又は所在地、所有者等の変更を行う場合は、当該筑後川遺産の所有者等又は申請者は、筑後川遺産構成遺産名称・所在地・所有者等変更届（第8号様式）を市長に届け出なければならない。

- 2 構成遺産として新たな歴史遺産を追加しようとするときは、申請者は、事前に筑後川遺産構成遺産追加申請書（第9号様式）を市長に届け出なければならない。

- 3 前項の規定により申請があった場合、市長は、筑後川遺産への当

該歴史遺産の追加について、協議会に諮問しなければならない。

（支援等）

第14条 市長は、筑後川遺産の所有者等又は申請者に対して、その保存及び活用に特に必要と認められるときは、協議会の意見を聴いて、人的支援、技術的支援等を講ずることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、協議会に諮りながら、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

○久留米市文化財保存活用地域計画協議会規則

令和元年 7 月 1 日

久留米市教育委員会規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例（昭和 33 年久留米市条例第 8 号）第 3 条の規定に基づき、久留米市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、久留米市文化財保存活用地域計画に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市職員
- (2) 福岡県職員
- (3) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (4) 学識経験者
- (5) 商工、観光、まちづくり団体等の関係者
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって

これを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。